

## 東近江市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 東近江市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

東近江市スポーツ施設条例（平成17年東近江市条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表第2 東近江市湖東プールの項中

昼間	午前9時30分から午後3時まで
夜間	午後5時から午後8時まで

を

昼間	午前9時30分から午後4時30分まで
----	--------------------

に改める。

別表第3 東近江市能登川グラウンドの項中「・C面」を削り、

1面1時間（A面・B面）
1時間（C面）

1,000円	1面とは、少年サッカーコート1面をいう。	を	1面1時間（A面・B面）	1,250円	1面とは、少年サッカーコート1面をいう。
300円					

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

東近江市湖東プールの利用時間及び東近江市能登川グラウンドの使用料を変更した  
く、本議案を提出するものである。